

町内会等が防犯カメラを設置する場合の補助金について

安全・安心なまちづくりを推進し、住民の安全確保を図るために、地域防犯の目的で新たに防犯カメラを設置する町内会又はマンションの管理組合（以下「町内会等」という。）に対し、その設置費用及び維持費の一部を補助します。

○ 補助対象となるカメラ

街頭犯罪、侵入盗等の未然防止を図るために、もっぱら道路もしくは町内会等で管理する公民館、集会施設（神社・仏閣を除く。）の屋外、都市公園、児童遊園、ちびっ子広場（一宮市児童遊園・ちびっ子広場管理運営要綱の規定により認定された広場をいう。）を中心に写すよう固定して設置される映像撮影装置で、映像を記録する機能を有する機器を備えたものとする。

※上記のところ以外を写す目的のカメラは補助対象となりません。

※カメラの映像を映すモニターは、映される住民が、監視されている意識を持つことが多いため、設置には十分な協議が必要です。

○ 補助対象者

1. 防犯カメラを新たに設置する町内会等とし、次に掲げるすべての条件を満たしていること。
 - (1) 一宮市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（平成26年一宮市条例第9号）に沿った町内会等防犯カメラ運用要領を策定していること。
 - (2) 防犯カメラの設置に関する町内会等の同意があり、撮影対象区域内の住民等の同意を得ていること。
 - (3) 道路上に設置する場合は、当該道路の占用許可及び使用許可を受けていること。
2. 補助金の交付申請及び請求は町会長又はマンションの管理組合の代表者が行う。

○ 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、防犯カメラの購入、設置費用及び維持費用。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 地代及び占用料
- (2) 防犯カメラの操作指導料
- (3) 企業等からの寄付（以下「寄付等」という。）

○ 補助金の額等

補助金額は、申請年度ごとに、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨て）とし、1,000,000円を限度とします。

ただし、設置費用の1/3以上2/3未満に相当する寄付等を受けた場合は設置費用の1/3を補助金の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし設置費用の2/3以上に相当する寄付等を受けた場合は設置費用から寄付等を受けた額を差し引いた残額を補助金の額とし、年度ごとに1,000,000円を限度とします。

維持費用は、防犯カメラ1台あたり年額1,800円とします。

○ その他補助の要件

防犯カメラの設置工事は、一宮市内に事業所がある事業者で行ってください。

補助を受けて設置した防犯カメラは、原則3年間は撤去・移設できません。

維持費の補助対象となる防犯カメラは設置補助金を受けて設置された物、又は防犯カメラ認定申請書により認定を受けた物で4月1日現在稼働中の防犯カメラとなります。

○ 申請に必要な書類等

- (1) 防犯カメラの設置を協議した町内会等の総会又は役員会の会議録の写し等
- (2) 住居の全部又は一部が防犯カメラの撮影範囲に入る住民の同意書
- (3) 防犯カメラ及び表示板の設置予定箇所の位置図及び現況写真
- (4) 防犯カメラの撮影対象区域を記載した平面図及び撮影対象区域を撮影した写真
- (5) 防犯カメラ運用要領
- (6) 防犯カメラ管理責任者等届出書(運用要領で管理者が指定されている場合は不要)
- (7) 防犯カメラの購入等に係る見積明細書の写し
- (8) 防犯カメラのカタログ等
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

○ 申請期間

4月1日から9月30日まで(予算の範囲内で実施)

○ 撤去・休止手続

補助を受けた防犯カメラを撤去または停止(電力を供給せず事実上使用していない状態等をいう。)したときは、その事実が発生してから1週間以内に防犯カメラ撤去・停止届を提出してください。

○ その他

防犯カメラは電柱又はN T T柱に設置することもできますが、中部電力やN T Tへの申請が必要です。また、電気代とは別に使用料が必要になりますので、詳しくは以下へお尋ねください。

- ・中部電力 0120-929-708 (中部電力パワーグリッド一宮営業所)
- ・N T T 052-533-5955 (N T Tフィールドテクノ東海支店)

【お問い合わせ】

〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号

総合政策部市民協働課 防犯・交通安全グループ

電話：28-8671 (ダイヤルイン)

メールアドレス：shiminkyodo@city.ichinomiya.lg.jp

(アドレスは、すべて半角英字および記号です)

一宮市防犯カメラの設置及び運用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、防犯カメラの有用性を認識しつつ、市民のプライバシーを保護し、もって防犯カメラの設置及び運用の適正化を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 不特定多数の者が利用する施設又は場所において、犯罪の予防を目的(犯罪の予防を副次的目的とする場合を含む。)として、特定の場所に継続的に設置され、画像を撮影し、記録する機能を有するものをいう。
- (2) 画像 防犯カメラにより撮影し、記録されたものであって、それによって特定の個人を識別することができるものをいう。

(撮影区域)

第3条 防犯カメラの設置及び運用に当たっては、犯罪の予防効果の向上と個人のプライバシーの保護との調和を図るため、撮影区域を必要な範囲に限定しなければならない。

(設置の表示)

第4条 防犯カメラの設置者(以下「設置者」という。)は、設置区域内の見やすい場所に、防犯カメラを設置していること及び設置者を明示するよう努めなければならない。

(管理体制)

第5条 設置者は、防犯カメラ及び画像の適正な管理及び運用を図らなければならない。

- 2 設置者は、必要があると判断する場合には、防犯カメラ及び画像の適正な管理及び運用に係る責任者(以下「管理責任者」という。)を指定しなければならない。
- 3 設置者又は管理責任者は、必要があると判断する場合には、防犯カメラの操作及び画像の取扱いを行う担当者を指定し、それ以外の者による操作及び取扱いを禁止しなければならない。

(画像の適正管理)

第6条 防犯カメラの画像記録装置は、施錠可能な保管庫内等に設置するものとする。

- 2 画像を記録した媒体は、施錠可能な保管庫内等で保管するものとする。
- 3 画像の保存期間は、短期間とするものとし、おおむね1箇月以内で必要な保存期間を定め、保存期間を経過した画像は、速やかに消去するものとする。
- 4 記録媒体を廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、破碎、裁断等の処理を行うものとする。

(画像の取扱い)

第7条 画像は、撮影時の状態のまま保存し、複写又は加工をしてはならない。

- 2 画像から知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- 3 画像及び知り得た情報は、設置目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令に基づく手続により照会等を受けた場合
- (2) 捜査機関から犯罪捜査の目的により文書による要請を受けた場合

(3) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

(4) 本人の同意がある場合又は本人の請求に基づき、本人に提供する場合
(苦情等の処理)

第8条 設置者は、当該防犯カメラの設置及び運用に関する苦情、問い合わせ等を受けた場合は、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

一宮市防犯カメラ設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域防犯のために必要な箇所に新たに防犯カメラを設置する町内会又はマンションの管理組合（以下「町内会等」という。）に対し、その設置費用の一部を補助することにより、安全・安心なまちづくりを推進し、住民の安全確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「防犯カメラ」とは、街頭犯罪、侵入盗等の未然防止を図るために、もっぱら道路もしくは町内会等で管理する公民館、集会施設（神社・仏閣を除く。）の屋外、都市公園、児童遊園、ちびっ子広場（一宮市児童遊園・ちびっ子広場管理運営要綱の規定により認定された広場をいう。）を中心に写すよう固定して設置される映像撮影装置で、映像を記録する機能を有する機器を備えたものとする。

(補助対象者)

第3条 この要綱の補助対象となる団体は、防犯カメラを新たに設置する町内会等のうち、次に掲げるすべての条件を満たすものとする。

- (1) 一宮市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（平成26年一宮市条例第9号）に沿った防犯カメラ運用要領を策定していること。
- (2) 設置者は、管理責任者及び操作担当者に運用要領を遵守させること。
- (3) 防犯カメラ及び画像の管理及び運用に関する業務を委託する場合には、受託者に運用要領を遵守させること。
- (4) 防犯カメラの撮影対象区域内の住民等の同意を得ていること。
- (5) 防犯カメラの設置について、設置場所の所有者の承諾等の権原を備えていること。
- (6) 防犯カメラの設置を行う事業者は、一宮市内に事業所があること。

2 補助金の交付申請及び請求は、町会長又はマンションの管理組合の代表者が行うものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、防犯カメラの設置に係る費用の総額（以下「設置費用」という。）から次に掲げるものを除いたものとする。

- (1) 維持又は管理に要する費用
- (2) 地代及び占用料
- (3) 防犯カメラの操作指導料
- (4) 企業等からの寄付（以下「寄付等」という。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助対象経費として不適当と認めるもの

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、年度ごとに1,000,000円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、設置費用の1/3以上2/3未満に相当する寄付等を受けた場合は設置費用の1/3を補助金の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし設置費用の2/3以上に相当する寄付等を受けた場合は設置費用から寄付等を受けた額を差し引いた残額を補助金の額とし、年度ごとに1,000,000円を限度とする。

3 この要綱による補助金の交付は、毎年度予算の範囲内において行う。

（交付申請）

第6条 前条に規定する補助金の交付を受けようとするときは、防犯カメラ設置補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて当該年度の9月末日（以下「申請期日」という。）までに市長に提出しなければならない。ただし、犯罪防止のため特に緊急を要する場合は、申請期日を超えても申請できるものとする。

- (1) 防犯カメラの設置を協議した町内会等の総会又は役員会の会議録の写し等
- (2) 住居の全部又は一部が防犯カメラの撮影範囲に入る住民の同意書
- (3) 防犯カメラ及び表示板の設置予定箇所の位置図及び現況写真
- (4) 防犯カメラの撮影対象区域を記載した平面図及び撮影対象区域を撮影した写真
- (5) 防犯カメラ運用要領
- (6) 防犯カメラ管理責任者等届出書（指定した場合のみ）
- (7) 防犯カメラの購入等に係る見積明細書の写し
- (8) 防犯カメラのカタログ等
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、速やかに交付の決定をし、防犯カメラ設置補助金交付決定通知書（様式第2）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（計画変更）

第8条 第6条の規定による補助金の交付申請をした者が、前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた後において、補助事業の計画変更をする場合は、必要な書類を添えて、防犯カメラ設置補助事業計画変更届（様式第3）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(変更決定通知)

第10条 市長は、前2条の規定により補助金の交付を変更し、又は取り消した場合は、防犯カメラ設置補助金変更決定通知書（様式第4）により通知するものとする。

(完了報告)

第11条 第7条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者は、防犯カメラの設置が完了したときは、防犯カメラ設置補助事業完了報告書（様式第5）に次に掲げる書類を添えて、当該防犯カメラの設置が完了した日から1か月以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラの購入・設置等に係る請求書及び領収書の写し
- (2) 防犯カメラ及び表示板の設置箇所の位置図及び写真
- (3) 設置された防犯カメラにより撮影した画像を印刷したもの
- (4) 防犯カメラの設置について、設置場所の所有者の承諾等の権原があることを示す書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(交付金額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による完了報告書を受けたときは、その内容を審査し、その報告の内容が、補助金の交付決定の内容（これに条件を付した場合にあっては、その決定の内容及び条件）に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定する。

(補助金の交付)

第13条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の交付額が確定した後にこれを行うものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書（様式第7）を提出するものとする。

(施設の保全)

第14条 補助金の対象となった防犯カメラは、設置後3年間は撤去又は移設をしてはならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

(撤去・停止手続)

第15条 この要綱の規定による補助金の交付を受けている防犯カメラを撤去または停止（電力を供給せず事実上使用していない状態等をいう。）したときは、その事実が発

生してから1週間以内に防犯カメラ撤去・停止届(様式第6)を提出するものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、規則の定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

一宮市防犯カメラ維持費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域防犯のために防犯カメラを設置している町内会又はマンションの管理組合（以下「町内会等」という。）に対し、その維持費の一部を補助することにより、安全・安心なまちづくりを推進し、住民の安全確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「防犯カメラ」とは、一宮市防犯カメラ設置補助金交付要綱第2条に定めるものとする。

(補助対象者)

第3条 この要綱の補助対象となる団体は、一宮市防犯カメラ設置補助金交付要綱第3条に定めるものとする。ただし同条第1項第6号については適用しないものとする。

(補助対象経費)

第4条 この要綱の補助対象となる経費は、一宮市防犯カメラ設置補助金を受け町内会等が設置している防犯カメラもしくは一宮市から認定を受け町内会等が設置している防犯カメラに係る維持費とする。

2 防犯カメラの認定を受けようとするものは、防犯カメラ認定申請書（様式第4）を市長に提出するものとする。防犯カメラの認定申請が適当であると認められるときは防犯カメラ認定通知書（様式第5）を交付する。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、各年度の4月1日において現に設置され、かつ、稼動し続けている防犯カメラ一台につき年額1,800円とする。なお、そのうちその年度の9月末日までに認定の申請をし、認定を受けた防犯カメラについても同様とする。

(補助金の交付手続)

第6条 維持費補助金の交付を受けようとするときは、防犯カメラ維持費補助金交付申請書（様式第1）を提出するものとする。

2 維持費補助金の交付申請を適当と認めたときは、防犯カメラ維持費補助金交付決定通知書（様式第2）を交付する。

3 前項の規定により維持費補助金の交付決定の通知を受けた者は、補助金等交付請求書（様式第3）を指定の日までに提出するものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

〇〇町内会 防犯カメラ管理運用要領

1 趣旨

この要領は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、〇〇町内会が〇〇町内に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとし、もってその適正な設置運用を図るものとする。

2 設置目的

防犯カメラは、〇〇町内における犯罪防止や、事故防止のために設置するものとする。

3 設置の場所等

(1) 設置の場所及び設置台数

別紙配置図のとおり、〇〇町内に□台の防犯カメラを設置する。

(2) 設置の表示

防犯カメラの撮影区域の見やすい場所に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。表示板には、設置者名（〇〇町内会）を記載するものとする。

4 管理体制

(1) 防犯カメラの適正な設置運用を図るため、管理責任者及び操作担当者を置くものとする。

(2) 管理責任者は、〇〇町会長とし、管理責任者を補佐する操作担当者として防犯委員を指名するものとする。

(3) 管理責任者及び操作担当者の責務は次のとおりとする。

ア 防犯カメラの操作及び画像の取扱いを行うこと。

イ 画像により知り得た情報の漏えい、又は不正な使用の防止のための必要な措置に関すること。

ウ 防犯カメラの設置及び運用に関する苦情や問い合わせに関すること。

エ その他画像の適正な取扱いに関すること。

(4) 防犯カメラの操作及び画像の取扱いは、管理責任者と操作担当者が共同で行うものとし、それ以外の者による操作及び取扱は行わないものとする。

(5) インターネットを利用した防犯カメラ（ネットワークカメラ）を設置運用する場合、パスワードについては、未設定又は初期設定のままで運用せず、他人に推測されない適切なパスワードの設定を行うものとする。

また、ネットワークカメラのシステムについては、パスワードを適時・適切に更新するほか、不正アクセスを防ぐため、プログラム等を最新の状態に更新するなど、適切なセキュリティ対策を講じるものとする。

5 画像の適正管理

(1) 設置場所

画像記録装置の設置場所は、防犯カメラを設置する支柱の収納ボックス内とし、錠で管理するものとし、その鍵は、管理責任者と操作担当者がそれぞれ保管し、適正に管理するものとする。

原則として、画像の外部への持ち出し、転送を禁止する。

(2) 保存期間

保存期間は、〇日間とする。

(3) 画像の消去及び記録媒体の破棄

保存期間を経過した画像は、重ね撮り等により速やかに、かつ、確実に消去するものとする。

記録された記録媒体を破棄する場合は、管理責任者と操作担当者が完全に消去されたことを確認の上、破棄するものとする。

記録された記録媒体を破棄したときは、廃棄方法、廃棄日時及び廃棄場所を記録するものとする。

6 画像の取扱い

(1) 記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しないものとする。また、次の場合を除き第三者に提供しないものとする。

ア 法令に基づく場合

イ 捜査機関から犯罪捜査の目的により文書による要請を受けた場合

ウ 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ない場合

エ 本人の同意がある場合又は本人の請求に基づき、本人に提供する場合

(2) 画像の提供を行うときは、被提供者の身分証明書等の提出を求め、確認を行うとともに、日時、理由、内容等を記録するものとする。

7 苦情等の処理

管理責任者及び操作担当者は、防犯カメラの設置及び運用に関する苦情を受けたときは、迅速かつ誠実に対応するものとする。

8 画像記録装置の管理

管理責任者及び操作担当者は、〇ヶ月に一度、画像記録装置が正常に作動しているか確認すること。

9 その他

画像に関する取扱いについては、個人情報保護法制の規定に基づき、適切に取り扱うこととする。

附則

この要領は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

町内会防犯カメラ管理運用要領

1 趣旨

この要領は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、町内会が町内に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとし、もってその適正な設置運用を図るものとする。

2 設置目的

防犯カメラは、町内における犯罪防止や、事故防止のために設置するものとする。

3 設置の場所等

(1) 設置の場所及び設置台数

別紙配置図のとおり、町内に 台の防犯カメラを設置する。

(2) 設置の表示

防犯カメラの撮影区域の見やすい場所に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。表示板には、設置者名（町内会）を記載するものとする。

4 管理体制

(1) 防犯カメラの適正な設置運用を図るため、管理責任者及び操作担当者を置くものとする。

(2) 管理責任者は、とし、管理責任者を補佐する操作担当者としてを指名するものとする。

(3) 管理責任者及び操作担当者の責務は次のとおりとする。

ア 防犯カメラの操作及び画像の取扱いを行うこと。

イ 画像により知り得た情報の漏えい、又は不正な使用の防止のための必要な措置に関すること。

ウ 防犯カメラの設置及び運用に関する苦情や問い合わせに関すること。

エ その他画像の適正な取扱いに関すること。

(4) 防犯カメラの操作及び画像の取扱いは、管理責任者と操作担当者が共同で行うものとし、それ以外の者による操作及び取扱は行わないものとする。

(5) インターネットを利用した防犯カメラ（ネットワークカメラ）を設置運用する場合、パスワードについては、未設定又は初期設定のまま運用せず、他人に推測されない適切なパスワードの設定を行うものとする。

また、ネットワークカメラのシステムについては、パスワードを適時・適切に更新するほか、不正アクセスを防ぐため、プログラム等を最新の状態に更新するなど、適切なセキュリティ対策を講じるものとする。

5 画像の適正管理

(1) 設置場所

画像記録装置の設置場所は、とし、
錠で管理するものとし、その鍵は、管理責任者と操作担当者がそれぞれ保管し、適正に管理するものとする。

原則として、画像の外部への持ち出し、転送を禁止する。

(2) 保存期間

保存期間は、日間とする。

(3) 画像の消去及び記録媒体の破棄

保存期間を経過した画像は、重ね撮り等により速やかに、かつ、確実に消去するものとする。

記録された記録媒体を破棄する場合は、管理責任者と操作担当者が完全に消去されたことを確認の上、破棄するものとする。

記録された記録媒体を破棄したときは、廃棄方法、廃棄日時及び廃棄場所を記録するものとする。

6 画像の取扱い

(1) 記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しないものとする。また、次の場合を除き第三者に提供しないものとする。

ア 法令に基づく場合

イ 捜査機関から犯罪捜査の目的により文書による要請を受けた場合

ウ 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ない場合

エ 本人の同意がある場合又は本人の請求に基づき、本人に提供する場合

(2) 画像の提供を行うときは、被提供者の身分証明書等の提出を求め、確認を行うとともに、日時、理由、内容等を記録するものとする。

7 苦情等の処理

管理責任者及び操作担当者は、防犯カメラの設置及び運用に関する苦情を受けたときは、迅速かつ誠実に対応するものとする。

8 画像記録装置の管理

管理責任者及び操作担当者は、ヶ月に一度、画像記録装置が正常に作動しているか確認すること。

9 その他

画像に関する取扱いについては、個人情報保護法制の規定に基づき、適切に取り扱うこととする。

附則

この要領は、年 月 日から施行する。

防犯カメラ設置に関する同意書

_____町内会 町会長宛

_____町内会が、下記設置箇所に設置を予定している防犯カメラに関し、カメラの撮影範囲に住居の全部又は一部が入ることがあっても了承し、防犯カメラを設置することに同意いたします。

記

設置箇所: 一宮市

電柱番号: _____

_____年 月 日

同意者 住所: 一宮市

氏名(自署): _____

* 事業所など法人等の場合は、
代表者印を押印してください

防犯カメラ設置補助金交付申請書

令和 年 月 日

(あて先) 一 宮 市 長

申請者 団体名.....

代表者住所.....

代表者名.....

申請額 _____ 円

町内会等の地域防犯のため防犯カメラを設置する事業について、補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 防犯カメラの設置場所

2 補助対象となる防犯カメラの台数.....台

3 防犯カメラ設置工事の開始及び完了予定日

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

4 添付書類

- (1) 防犯カメラの設置を協議した町内会等の総会又は役員会の会議録の写し等
- (2) 住居の全部又は一部が防犯カメラの撮影範囲に入る住民の同意書
- (3) 防犯カメラ及び表示板の設置予定箇所の位置図及び現況写真
- (4) 防犯カメラの撮影対象区域を記載した平面図及び撮影対象区域を撮影した写真
- (5) 防犯カメラ運用要領
- (6) 防犯カメラ管理責任者等届出書 (指定した場合のみ)
- (7) 防犯カメラの購入等に係る見積明細書の写し
- (8) 防犯カメラのカタログ等
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

防犯カメラ新設等補助金口座振込依頼書

令和 年 月 日

(あて先) 一宮市会計管理者

申請者 団 体 名 町内会

代表者住所 一宮市

代表者名 (自署) 町会長

防犯カメラ新設等補助金を以下の口座に振り込んでください。

なお、申請者と口座名義に相違がある場合は、下記口座名義の者に受領を委任します。

金融機関名		支店名	
銀行 信用金庫 農 協		支店 店	
種別		口座番号	
普通 ・ 当座			
口座名義 (フリガナ)			
口座名義 (漢字)			

< >